

情報最前線

障害者等の自動車税、軽自動車税を減免します

障害のある方の社会参加を積極的に支援するため、自動車税、軽自動車税の減免を行います。申請期限後は受付できませんので、早めに申請を行ってください。

※障害者用に改造した車両も減免の対象となる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

■対象となる車
4月1日現在で障害者が所有する自動車、二輪車、軽自動車（1人につき1台）

※障害者が18歳未満、知的または精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方が所有する車を含みます。

■使用目的

① 障害者本人が運転する車
目的は特に問いません。

② 障害者と生計を一にする方が運転する車
申請日現在において障害者の通学、通院、通所、生業のために車を使用しており、かつ今後1年以上の間、月4回以上使用が見込まれる場合。

③ 障害者のみで構成される世帯の方を常時介護している方が運転する車
申請日現在において障害者のために車を使用しており、かつ今後1年以上の間、週3回以上の使用が見込まれる場合。

申請日現在において障害者のために車を使用しており、かつ今後1年以上の間、週3回以上の使用が見込まれる場合。

■申請に必要なもの

印鑑、納税通知書、身体障害者手帳（戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、運転免許証、車検証（本人以外が運転する場合はほかに書類が必要です）

■申請期間

○自動車税 5月26日(月)まで

■自動車税・軽自動車税が減免される障害者の障害程度

区分	障害の程度	本人の運転	
		本人の運転	家族等の運転
視覚障害	身体障害者	1～4級	—
	戦傷病者	特別～4項症	—
聴覚障害	身体障害者	2・3級	—
	戦傷病者	特別～4項症	—
平衡機能障害	身体障害者	3級	—
	戦傷病者	特別～4項症	—
上肢不自由	身体障害者	1・2級	—
	戦傷病者	特別～3項症	—
下肢不自由	身体障害者	1～6級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症 1～3款症	特別～3項症
体幹機能障害	身体障害者	1～3級、5級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症 1～3款症	特別～4項症
乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害	身体障害者	1・2級	—
	上肢機能移動機能	1～6級	1～3級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫機能障害	身体障害者	1～3級	—
	戦傷病者	特別～3項症	—
音声機能障害	身体障害者	3級（無喉頭）	—
	戦傷病者	特別～2項症（無喉頭）	—
知的障害	療育手帳	A級	—
精神障害	保健福祉手帳	1級	—

○軽自動車税 納税通知書受領後から5月26日(月)まで
※軽自動車税の納税通知書は5月上旬発送予定。

■自動車税の申請先

東予地方局課税課（旧西条地方局）
TEL 0897-5611300

■軽自動車税の申請先

○市庁舎本館市民税課
市民税係
TEL 0897-5211317

○各総合支所税務課

税務係

西条都市計画区域マスタープラン策定に係る説明会・公聴会を開催します

東予広域都市計画区域を、西条市・新居浜市それぞれの区域に分割してできる西条都市計画区域において「都市計画区域マスタープラン」を策定します。これに伴い、「西条都市計画区域マスタープランの策定」に係る説明会と公聴会を次の日程で開催します。

- 説明会の日時・場所
4月9日(水) 18時～ 市庁舎別館4階 41会議室
 - 公聴会の日時・場所
4月24日(木) 14時～ 市庁舎別館4階 41会議室
- ※公述の申し出がない場合、公聴会は中止となりますので、開催の有無をご確認の上、お越しく下さい。

公聴会で意見を述べようとする方（東予広域都市計画区域内に在住の方および利害関係者に限る）は、右記の様式で公述申出書を作成し、4月18日(金)まで（必着）に担当課へ提出または郵送してください。

▼ 公述申出書の様式 ▼

公述申出書

西条都市計画区域マスタープランの策定に対して、次のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

平成 年 月 日
愛媛県知事 加戸守行 殿

- 公述申出人
住所
氏名 (年齢 歳) 印
職業
連絡先 (電話)
- 意見の要旨及びその理由

問合せ・申出先
○愛媛県庁都市計画課 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 TEL089-912-2738
○市庁舎別館都市計画整備課 都市計画係 〒793-8601 明屋敷164 TEL0897-52-1238